

大分県最低賃金 **899 円**

11月有効求人倍率 **1.41倍**

☎ 相談ダイヤル
☎ 携帯・スマホから

0120-601-540
097-532-3040



九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰

九州・山口各県及び経済団体、労働者団体等で構成される「九州・山口生涯現役社会推進協議会」では、年齢に関わりなく活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、平成27年度から高齢者の就業促進や社会参加支援に一体となって取り組んでいます。

その一環として、令和3年度から、高齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業等に対し、「九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰」を行っており、今年度、大分県からは「有限会社まるみや」が表彰されました。

表彰企業のご紹介

事業所名 有限会社まるみや
 代表者名 代表取締役社長 原田 政直
 所在地 大分市新川町2-1-3
 事業内容 仕出し弁当、寿司、
 惣菜等の製造販売ほか



左 有限会社まるみや 代表取締役社長 原田 政直 氏
 右 大分県雇用労働政策課長 伊達 聖憲 氏

■高齢者雇用の背景

原田社長 弊社は、自分の技術・能力を生かしたいという目的意識を持っている方々を積極的に採用しています。そういった方々が「生涯現役」で働けるよう、本人が希望する限り継続雇用を行っています。

世代間のギャップはなく、一人一人が他の人を思いやる気持ちを持っており、柔軟なシフト勤務も可能です。年齢等に関わらず積極的に発言ができるような風通しの良い会社づくりに努めています。

■高齢者雇用に係る取組

- 制度面の取組として、10年以上前から職種関係なく70歳以上の継続雇用を行っています。
- 職場環境の取組として、調理器具の軽量化、すべり防止マットの設置等、高齢者の作業の安全を考えた環境づくりに努めています。
- 健康対策の取組として、勤務が深夜時間に及ぶ繁忙期でも、高齢者には優先的に通常のシフト勤務をしてもらい、負担を軽減しています。

「令和5年度ハラスメント対策セミナー」が開催されました

県では、12月14日（木）に「令和5年度ハラスメント対策セミナー」を会場（大分市ソレイユ）及びオンラインの併用方式により開催し、あわせて約160名の方が受講しました。

セミナーでは「職場のハラスメント対策～カスタマーハラスメントやパワーハラスメントを中心に最近の裁判事例から考える～」と題し、田中保之法律事務所弁護士 田中保之氏に実例を交えながらハラスメントの考え方についてご講演いただきました。



セミナーの様子



目次



- P1 九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰
令和5年度ハラスメント対策セミナー
- P2 県内の動き（労働・経済関係）
- P3 労働条件明示のルールが変わります
- P4 技能士会入会のご案内
ライフサポートセンターからのお知らせ

- P5 令和5年度労働講座・出前講座ご案内
- P6 働きながら不妊治療を受けられる環境へ
おおいた働きたい女性応援サイト
- P7 労政・相談情報センターからのお知らせ
主要労働経済指標
- P8 労委だより、悩まずどんとこい労働相談



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

令和6年1月

県内の動き（労働・経済関係）

連合大分2024新春懇談会



石本健二 連合大分会長

1月10日（水）、大分市のソレイユで、連合大分の「新春懇談会」が開催されました。

石本会長はあいさつの中で、「去年は30年ぶりの高水準の賃上げとなったが、その効果がかすんでしまうほど物価高が続いている。中小企業を含めた持続的な賃上げを可能にするためには、サプライチェーンにおける適正な価格転嫁が必要不可欠であり、連合大分としても価格交渉・環境整備の必要を強く訴えていく。

政労使がベクトルを合わせ、みんなで賃上げに取り組み、企業収益も実質賃金も上昇する経済社会へステージを変えなければならない。」と述べました。

また、佐藤大分県知事は来賓祝辞の中で、「県としても、業務改善奨励金をはじめ、賃金の上昇を適切に価格転嫁する協定や、生産性向上への支援などを通じて、事業主が事業を継続し、賃上げに踏み出せる環境づくりに取り組んでいく。」と述べました。



佐藤樹一郎 大分県知事

大分県経営者協会令和6年新年互礼会

1月5日（金）、大分市のホテル日航大分オアシスタワーで、大分県経営者協会の「新年互礼会」が開催されました。

杉原会長はあいさつの中で、「新型コロナの影響がおさまり、経済活動がコロナ禍前の状況にだいぶ戻ってきたが、エネルギー・原材料価格の高騰、極端な円安傾向など今ひとつ力強さを欠いている印象がある。

また、賃上げに関しては30年ぶりの高水準であり、経済回復のきっかけになるが、中小企業にとっては好調な企業業績により社員に還元するというよりも、深刻な人手不足の中、労働力確保のためにやむを得ず引き上げざるを得なかった企業が多いように感じる。

地方の中小企業は、自社の中期的な経営見通し、財務力、人材増強ニーズを総合的に判断したうえで、組合などと話し合っ、企業にとってベストな結論を出していく必要がある。」と述べました。



杉原正晴 大分県経営者協会会長

基幹労連大分県本部2024年新春懇談会



上村朝雄 基幹労連大分県本部委員長

1月5日（金）、大分市のソレイユで、基幹労連大分県本部の「新春懇談会」が開催されました。

懇談会には、基幹大分役員や構成組織の役職員のほか、来賓の藤本連合大分事務局長、佐藤大分県知事、佐藤大分市副市長など約120名が出席しました。

上村委員長はあいさつの中で、「基幹産業は国を支える屋台骨として国内経済を支え、ひいては大分の地における雇用と生活の安心・安定につなげるため、ものづくりの力をさらに高めていきたい。また、労働政策、産業政策、政策実現活動の展開、活動を担う組織の強化、時代を担う人材育成を積極的に進めていきたい。」と新年の決意を述べました。

令和6年4月から **労働条件明示のルールが変わります！**

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の使用人との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項	
①	就業場所・業務の変更の範囲の明示 全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。
有期契約労働者に対する明示事項	
②	更新上限の明示 有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。
③	無期転換申込機会の明示 「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。
④	無期転換後の労働条件の明示 「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

詳しい情報や相談先はこちら

- ① 改正事項の詳細を知りたい→厚生労働省ウェブサイト
「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」
- ② 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい→無期転換ポータルサイト
「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」
- ③ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→大分労働局もしくは最寄りの労働基準監督署

①



②



③



技能士会入会のご案内 ～あなたの向上心と挑戦をバックアップします！～

サービスからものづくりまで様々な場面で活躍する技能士ですが、個々の活動には限界があります。約740名が入会している技能士会、技能士会連合会では、個々の力を合わせ、技能の向上や後進の指導育成のための活動を行なっています。ぜひ技能士会にご入会ください。

主な活動	入会メリット
<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能向上に向けた研修会 ○ 小・中学生ものづくり体験教室の開催 ○ 大分県技能祭の開催 ○ 優秀な技能者の表彰など <p>技能者の技能の向上、技能尊重気運の醸成を図るための活動をしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種技能検定や講習会への相談、支援 ○ 技能を競う全国大会への出場者を推薦 ○ 国や県の各種表彰者を推薦 ○ 会報による技能士情報の提供 <p>そのほか異業種の集まりである地域技能士会では人脈や見識を広げることができます。</p>

お問合せ・入会のお申込みは、各技能士会へお気軽にご連絡ください。

※入会に当たっては、各技能士会が定める年会費の納付が必要です。

※各技能士会に入会すると自動的に大分県技能士会連合会の加入者となります。

技能士会名		電話番号	技能士会名		電話番号
1	大分地域技能士会	097-556-1221	14	大分市管工事協同組合技能士会	097-558-6976
2	別府地域技能士会	0977-72-8366	15	フラワー装飾大分県技能士会	0977-26-2998
3	中津地域技能士会	0979-23-3035	16	大分県石材技能士会	097-551-9004
4	日田地域技能士会	0973-24-9317	17	大分県司厨士技能士会	097-536-0700
5	臼杵市技能士会	0972-63-8811	18	大分県日本調理技能士会	0977-72-9800
6	竹田地域技能士会	0974-62-2577	19	大分県建築塗装技能士会	097-560-3312
7	杵築・速見地域技能士会	0978-62-4545	20	美容と着付け華千会	097-532-5719
8	国東市地域技能士会	0978-82-0285	21	大分県綱索技能士会	097-503-6222
9	玖珠郡地域技能士会	0973-72-4890	22	大分県印章彫刻技能士会	097-532-0826
10	佐伯地域技能士会	0972-22-1550	23	大分県管連技能士会	097-551-1637
11	宇佐・豊後高田市地域技能士会	0978-38-0030	24	大分県農業機械技能士協議会	0974-32-7338
12	津久見地域技能士会	0972-82-5111	25	大分県防水技能士会	097-537-7822
13	大分県造園技能士会	097-545-4128			
26	一般社団法人 大分県技能士会連合会		大分市大字下宗方字古川1035-1		097-542-6849

くらしの総合支援ライフサポートセンターからのお知らせ 生活関係の相談窓口（無料）

大分県労福協ライフサポートセンターは、連合大分・大分県労働者福祉協議会を中心に各福祉事業団体が協力して設立したセンターです。

勤労者・市民・退職者の皆さんが、生涯にわたって充実した生活がおくれるよう、日常生活の中で起きる様々な悩みや問題に、電話と面談で相談を行なっています。

県内に3カ所のセンターがあり、相談は無料です。お気軽にご利用ください。

相談日 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時から17時まで

大分地区ライフサポートセンター（大分・由布エリア）

大分市中央町4-2-5 ソレイユ6F

TEL 097-538-3155

別速杵国東地区ライフサポートセンター（別府・杵築・国東・日出・姫島エリア）

別府市南荘園町1組 別府地区労働福祉会館内

TEL 0977-26-3155

県ライフサポートセンター（上記以外のエリア）

大分市中央町4-2-5 ソレイユ6F

TEL 097-538-3211


参加者募集

「令和5年度労働講座」参加者募集

「働き方改革」の一環として、労働基準法が改正され、「時間外労働の上限規制」が既に規定されていますが、業務の特殊性や取引慣行の課題があることから、適用が猶予されていた建設業や物流・運送業などについては、令和6年4月から上限規制が適用されます。

この適用により、これまで時間外労働で対応していた当該産業については、さまざまな問題が発生することが想定されており、対応が迫られています（いわゆる「2024年問題」）。

本講座では、その前に押さえておきたい労働法のチェックポイントを専門家に解説していただきます。使用者・労働者を問わず、多くの皆様のご参加をお願いいたします。

日時	令和6年2月19日(月) 14:00~16:00 (開場13:30)	
会場	大分県労働福祉会館ソレイユ 3階 「牡丹」 (大分市中央町4-2-5) ※会場参加は定員40名程度(先着順) ※ZOOMでのオンライン参加も可能	会場参加 または オンライン参加 参加無料
講演	「2024年問題を前に押さえておきたい労働法のポイント」 講師 弁護士法人 内田・阿部法律事務所 弁護士 阿部 貴史 氏	
申込方法	申込締切 令和6年2月9日(金) 会場参加をご希望の方は、WebまたはFAXでお申し込みください。 オンライン参加をご希望の方は、Webからお申し込みください。 ※詳細は大分県ホームページでご確認ください。 (県HPから『労働講座』で検索)	Web申込用 

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班 Tel097-506-3353 Fax097-506-1756

「労働」についての「出前講座」のご案内

費用は無料です。
お気軽にご利用ください。

県では、企業や学校、労働組合等をお訪ねして、労働関係法令の基礎知識やハラスメントなどの労働問題に関する周知・啓発について、「出前講座」を実施しています。

管理職・一般職員の研修会、生徒・学生向けのワークルール講座、労働組合の役員や組合員の学習会などにご利用ください。

〈講座内容例：「労働法の基礎知識」や「職場のハラスメント防止対策」など〉

- ・ お申し込みは、各種団体や会社、少人数のグループでも可能です。
- ・ 実施時期、時間、内容等は、可能な限りご要望に応じます。
- ・ 講師は、雇用労働政策課の職員が出向きます。
- ・ 資料等は、雇用労働政策課で用意します。
- ・ 講師及び資料に係る経費は無料です。
- ・ 会場は申込者側でご用意ください。



申込方法

大分県HP 「おおいたの労働」⇒「労働教育」⇒「出前講座」に掲載の以下のそれぞれの申込用紙でお申し込みください。

- (1) 生徒・学生（高校、大学・短大、専修学校など）向け
- (2) 労働者向け
- (3) 経営者・労務担当者向け

Web申込用



お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班 Tel097-506-3353 Fax097-506-1756

働きながら不妊治療を受けられる環境へ


厚生労働省の調査によると、不妊を心配したり、悩んだことのある（または現在心配している）夫婦は3組に1組、4.4組に1組が治療や検査の経験があるとされ、不妊治療や検査は決して特別なものではなくなっています。

令和2年に県が実施した不妊治療をしている方々へのアンケート調査では、仕事をしながら治療をするほぼ全ての人が仕事と治療の両立が難しいと感じており、約4割の人が退職・転職・休職等、働き方を変えていると回答しています。


従業員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場環境づくりの取組は、離職の防止、従業員の安心感や新たな人材をひきつけることなどにつながり、働く本人にとっても、一層仕事への意欲が増す等の大きな影響を与えると考えられます。そのため、県では、不妊治療に対する理解を深めるための事業者向けのリーフレットを作成しました。また、両立支援に向けた国の補助制度もありますので、働きながら不妊治療を受けられる職場環境づくりにご活用ください。




○リーフレット（大分県作成）
「不妊治療と仕事の両立のために」
リーフレットPDFへ




○厚生労働省 両立支援等助成金
（不妊治療両立支援コース）
厚生労働省HPへ



○大分県 不妊治療費の助成制度
「不妊でお悩みの方へ」
不妊WEBサイトへ



○相談窓口
おおいた不妊・不育相談センター
hopeful hopefulトップページ



お問合せ 大分県福祉保健部 こども未来課（母子保健班） Tel097-506-2753

おおいた働きたい女性応援サイト



「おおいた働きたい女性応援サイト」では、県内の働きたい女性に向けて、女性の就労を支援するセミナーや企業説明会、女性が働きやすい環境を整えている県内企業などの情報をお届けしています。

雇用労働政策課	就業支援（企業の紹介や自営型テレワーカーの養成）
大分労働局	職業相談・紹介・斡旋
アイネス	女性活動支援（キャリアアップセミナー、交流会など）

大分県と大分労働局などが協力して、働きたい女性の就業をサポートします。



HPアドレス
<https://www.pref.oita.jp/site/joseiouen/>



メルマガ登録のご案内

女性と企業それぞれに向けて、サイトの新着情報などをお届けするメールマガジンの配信を行っています。

登録はこちらから

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/3471018127182810876/door>



お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 Tel097-506-3327 Fax097-506-1756

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（2月～3月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。
労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談	労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 月～金曜日 8:30～17:15 祝日と12/29から1/3はお休みです。 相談は来所又は電話によります。
出張労働相談	月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 2月15日(木) 別府市役所 5F会議室(別府市) 受付 13:30～15:30(相談は16:00まで) 3月21日(木) J:COMホルトホール大分 201会議室(大分市) 受付 13:00～16:00(相談は16:30まで)
労働なんでも相談	労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。 2月23日(金・祝) 10:00～15:00 アストくにさき 創作室(国東市)
メール相談	来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html
働き方のトラブル 集中労働相談会	日常の仕事の中で、労働のトラブルに悩んでいませんか。 退職や解雇、過重労働、ハラスメントに関する事など、県労政・相談情報センターには様々な相談が寄せられています。 3月は、毎年労働相談が増える時期です。労働関係の悩みを抱えている方は、一人で悩まずご相談ください。 3月15日(金) 8:30～20:00 3月16日(土)・17日(日) 9:00～18:00 会場：大分県労政・相談情報センター(雇用労働政策課内) 電話相談も可能です。

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働政策課内)
TEL097-532-3040

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
令和2年平均	365,100	313,197	293,056	258,210	72,044	54,987	140.4	146.7	129.6	136.9	10.8	9.8
3年平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6
4年平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
令和5年6月	580,898	443,584	309,495	265,590	271,403	177,994	149.7	148.9	137.8	137.3	11.9	11.6
7月	446,498	377,431	309,837	266,453	136,661	110,978	146.3	146.8	134.3	135.3	12.0	11.5
8月	318,026	283,472	307,325	262,867	10,701	20,605	139.3	141.2	128.1	130.1	11.2	11.1
9月	317,453	266,314	308,600	262,904	8,853	3,410	143.4	145.2	131.4	133.1	12.0	12.1
10月	319,761	269,802	311,011	268,553	8,750	1,249	146.4	147.1	133.9	135.6	12.5	11.5
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)R2年=100		鉱工業生産指数(季調済)R2年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市		
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市		
令和2年平均	1.90	1.79	1.10	1.12	100.0	100.0	100.0	89.5	305,811			
3年平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	105.4	91.1	309,469			
4年平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3		320,627			
令和5年6月	2.32	2.23	1.30	1.43	105.2	103.6	105.7	90.9	298,405			
7月	2.27	2.08	1.29	1.40	105.7	104.1	103.8	93.3	306,293			
8月	2.33	2.28	1.29	1.39	105.9	104.4	103.1	94.6	311,510			
9月	2.22	2.00	1.29	1.38	106.2	104.7	103.6	96.1	311,728			
10月	2.24	2.11	1.30	1.41	107.1	105.2	104.9	94.7	330,590			
資料出所	厚生労働省	大分県労働局	厚生労働省	大分県労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」			

(注) 一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値
大分県鉱工業生産指数の基準年は平成27年=100、令和4年平均は未公表

◆◆労委だより◆◆

～令和5年11月・12月の概況等～

(大分県労働委員会)

(1) 取り扱い件数(令和5年11月～12月)

◎労働争議の調整

種別	新規 A	10月から 繰越 B	終結 C	1月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	0	1	1	0

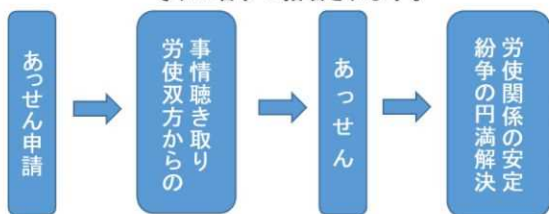
(2) 大分県労働委員会の「あっせん制度」

公正中立
無 料
秘密厳守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように主張や証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員・・・労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



●「あっせんの特徴」をご説明します。

- ①申請からあっせんに至るまでの手続き費用は無料です。
- ②原則1日(申請日～あっせん実施日までの期間は除く)で終了しますので、短期間での解決が可能です。
- ③希望がある場合は、相手方と顔を合わせず実施することも可能です。
- ④非公開での実施ですので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを開始できないこともあります。

あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問い合わせ下さい。(平日9時～17時まで労働相談をお受けしています。)

〈お問合せ・ご相談先〉
大分県労働委員会事務局
☎097-536-3650(相談ダイヤル)
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
(県庁舎本館3階)



(3) 『悩まず どんとこい労働相談週間』について

大分県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労使間トラブルに係る「集中労働相談会」(秘密厳守・無料)を開催します。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて労働委員会の「あっせん」や適切な機関をご紹介します。平日夜間や土日でも相談可能ですので、お気軽にご利用ください。なお、この期間以外でも、常時相談を受け付けています。(平日9時～17時)

①期 間 令和6年2月1日(木)～7日(水)

②時 間 平 日 9時～20時(来所の受付は19時まで)
土・日 9時～17時(来所の受付は16時まで)
※土・日曜日の来所の際の出入り口は
県庁舎本館東側通用口になります。

③相談方法

【電話相談】 097-536-3650(相談専用ダイヤル)
097-506-5241
097-506-5251

【来所相談】 大分県労働委員会事務局(大分県庁舎本館3階)
※来所相談の際は事前にご連絡をお願いします。

詳細はこちらから⇒



「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働政策課
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail: a14310@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-0000.html>
おおいたの労働
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>